

和歌山工業高等専門学校の自己点検・評価委員会規則

制 定 令和 2年 3月31日

改 正 令和 6年 11月13日

(趣旨)

第1条 この規則は、和歌山工業高等専門学校組織規則第9条の2第2項、及び和歌山工業高等専門学校の自己点検・評価等に関する規則第4条第3項の規定に基づき、和歌山工業高等専門学校（以下「本校」という。）の自己点検・評価委員会（以下「委員会」という。）の組織及び業務に関し、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 委員会は、本校における教育及び研究、組織及び運営並びに施設及び設備（以下「教育研究等」という。）の状況について、担当部署における自己点検の指示、評価等（以下「自己点検・評価」という。）を行うことを目的とする。

(業務)

第3条 委員会は、次に掲げる事項について審議し、その業務を処理する。

- 一 本校全体の自己点検・評価の実施に関すること。
- 二 自己点検・評価の結果を取りまとめた報告書の作成に関すること。
- 三 自己点検・評価並びに根拠資料の提出、及び改善が必要と認めた事項の改善策の検討を各所管委員会等へ要請すること。
- 四 組織等から提出された改善案の取りまとめにすること。
- 五 改善策の実施状況の把握及び検証に関すること。

(組織)

第4条 委員会は、次に掲げる者をもって組織する。

- 一 副校長
- 二 教務主事
- 三 学生主事
- 四 寮務主事
- 五 専攻科長
- 六 メディアセンター長
- 七 地域共同テクノセンター長
- 八 国際交流推進室長
- 九 男女共同参画室長
- 十 技術支援室長
- 十一 事務部長

十二 総務課長

十三 学生課長

十四 その他校長が必要と認めた者（外部有識者を含む）

2 前項第十四号の委員は、校長が委嘱する。

（任期）

第5条 前条第1項第十四号の委員の任期は、委員の任期は1年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合の後任委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（委員長）

第6条 委員会に委員長を置き、副校長をもって充てる。

2 委員長は、会議を招集し、その議長となる。

3 委員長に事故あるときは、第4条第二号の委員がその職務を代行する。

（委員以外の者の出席）

第7条 委員長が必要と認めた場合は、委員以外の者を委員会に出席させ、意見を聴くことができる。

（自己点検・評価作業部会）

第8条 委員会に自己点検・評価委員会作業部会（以下「作業部会」という。）を設置することができる。

2 作業部会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

（事務）

第9条 委員会に関する事務は、総務課において処理する。

（雑則）

第10条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和6年11月13日から施行し、令和6年4月1日から適用する。